

山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、民法で定める成年後見制度の利用促進を図るとともに、市内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱による山口市成年後見制度利用支援事業（以下「本事業」という。）の実施主体は山口市とする。

- 2 市長は、審判請求に係る手続きを山口県司法書士会又は山口県司法書士会が選任する司法書士及び司法書士法人に委託することができる。
- 3 市長は、成年後見制度利用促進のための広報及び普及活動を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市長による審判の請求
- (2) 成年後見制度の利用に係る費用の助成
- (3) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

(審判請求)

第4条 市長は、次の各号に掲げるときは、審判請求できるものとする。

- (1) 対象者に配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）がいないときで、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると判断したとき。
- (2) 対象者の親族等が文書により、自らが申し立てしないことを申し立てたときで、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると判断したとき。ただし、明らかに文書により難い事由があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 親族等があっても虐待等の事実等があり、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると判断したとき。
- (4) 親族等の調査をする暇がないと判断したときで、明らかに対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると判断したとき。

(審判請求の決定)

第5条 市長は、対象者の福祉の増進を図るため、審判請求を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の生活及び資産、収入の状況

- (3) 対象者の親族等の存否並びに親族等による対象者の保護の可能性
- (4) 対象者又は親族等が審判請求を行う見込み
- (5) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
(審判請求の手續)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第7条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第8条 市長は、審判請求費用について、対象者又は関係人が負担すべきであると判断した場合は、市が負担した審判請求に係る費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対して行うものとする。

(報酬の助成)

第9条 市長は、対象者が次に掲げる者のときには、対象者が負担する成年後見人、保佐人及び補助人への報酬を助成することができる。

- (1) 生活保護受給者
 - (2) 資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる者
- (その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手續その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町成年後見制度利用支援事業実施要綱（阿東町制定）の規定によりなされた行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。